

総 監 第 4 1 号

令和4年10月17日

総社市長 片 岡 聡 一 様

総社市議会議長 村 木 理 英 様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 頓 宮 美 津 子

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項に基づき財政援助団体監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

令和4年度

財政援助団体監査結果報告書

総社市監査委員

# 財政援助団体監査報告書

## 1 監査の期日

令和4年5月26日

## 2 監査対象団体及び所管部署

| 団体名          | 所管部署名            | 監査対象                | 補助金        |
|--------------|------------------|---------------------|------------|
| 総社地区労働者福祉協議会 | 産業部<br>企業誘致商工振興課 | 総社地区労働者福祉<br>協議会補助金 | 精算前        |
|              |                  |                     | 4,500,000円 |
|              |                  |                     | 精算後        |
|              |                  |                     | 3,700,000円 |

## 3 監査の方法等

令和3年度に総社市が財政援助を行った団体のうち上記の団体について、補助金が交付目的に従って適正かつ効果的に執行されているかどうかの主眼を置いて監査を実施した。

監査に当たっては、対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、当該書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取し実施した。

## 4 対象団体の概要

### (1) 設立目的

一般社団法人岡山県労働者福祉協議会（以下「県労福協」という）の地区組織として、県労福協の目的に沿って地区におけるすべての労働者の福祉活動を総合的に推進し、労働者の経済的・社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

### (2) 活動の内容

上記の目的を達成するため、次の活動を行う。

- ア 社会保障及び労働者福祉についての調査、研究、啓発並びに改善に関する活動
- イ 労働者が自主的に作り上げた福祉事業団体の指導、調整及び発展強化に関する活動
- ウ 労働者が自主的に建設した福祉施設の管理、運営に関する活動
- エ 自治体に対する労働者の福祉要求に関する活動
- オ 労働者の保健、体育に関する活動
- カ 労働者の教育、文化に関する活動
- キ その他、総社地区労福協の目的達成に必要な活動

## 5 監査の結果

監査を実施した結果、当該補助金はおおむね適正に執行されていると認められた。

なお、監査報告書に記載に至らない軽易な事項については、対象団体に対し口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

対象団体は、総社地区の労働者の福祉活動の推進及び経済的・社会的地位の向上に寄与することを目的に設立されたものであり、それに対して、対象団体の予算に対する約78%の割合を補助金として市から支出している。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から当初予定されていた事業が複数中止され、当初補助金額450万円のうち、精算時に不用となった事業費相当額80万円が市に返納されている。

会計事務について、引き続き適正な事務処理に努め、より一層地区労働者に対する諸事業の推進を図られたい。

## 6 監査委員の意見

事務職員は1名とのことであり、平常時の役員等によるチェック体制の整備及び、当該職員に事故等があった場合の役員等によるサポート体制の確立について、再考されたい。

また、施設管理について、所管課と十分協議のうえ適切な施設管理体制の確立について検討されたい。